

Club Anchor 会員規定

(平成 29 年 12 月 1 日改定)

第 1 条 (目 的)

1. この規定は、Club Anchor (クラブアンカー) に関し定めるものです。
2. Club Anchor は、株式会社横浜銀行 (以下「当行」といいます。) が提供する個人のお客さま向け会員組織です。ただし、個人事業主は除きます。

第 2 条 (入会)

1. 60 歳になる月から入会できます。
2. 申し込みにあたっては、当行所定の方法により申し込みください。なお、当行が登録手続きをおこなった日が入会日となります。

第 3 条 (会員特典)

当行は、会員のお取引状況等に応じて、つぎの会員特典を提供します。

- (1) 手数料の割引
- (2) お誕生日定期 (お誕生日月におけるスーパー定期の金利の上乗せ)
- (3) 家族・友人ご紹介定期 (ご紹介者と紹介をうけた方へのスーパー定期の金利の上乗せ)
- (4) その他、会員向けサービスの提供

第 4 条 (入会金・年会費等)

入会金・年会費等は無料です。ただし、お申し込みの会員向けサービスによっては所定の費用がかかる場合があります。

第 5 条 (会員特典 (1) 手数料の割引)

1. 月末のお預かり資産が 1,000 万円以上である場合 (※1) には、翌月 15 日より翌々月 14 日まで以下の 3 つの手数料が割引になる「ゼロ手数料」を適用します。
 - (1) 横浜銀行 ATM 時間外利用手数料無料
 - (2) コンビニ等 ATM 利用手数料無料 (期間中 3 回まで (※2))
 - (3) 〈はまぎん〉マイダイレクト他行あて振込手数料無料 (期間中 2 回まで (※2))
2. 会員特典としての「ゼロ手数料」と、その他の手数料割引を、重複して受けることはできません。

(※1) お預かり資産とは、ゼロ手数料登録店における会員ご本人名義の普通預金 (決済用普通預金を除く)・貯蓄預金・定期預金・積立定期預金・納税準備預金・通知預金・外貨普通預金・外貨定期預金・投資信託・公共債の各お取り引きの月末合計残高を指します。
ゼロ手数料登録店の追加を希望される場合は、当行所定の方法により申し込みください。
なお、月末残高の判定に際し、以下の商品については次の基準によって換算します。

外貨普通預金：月末時点で当行が公表している仲値レート

外貨定期預金：作成日に当行が公表している TTS レート（ただし、外貨普通預金から作成した場合、または書替後については、月末時点で当行が公表している仲値レート）

投資信託：月末時点での基準価額

公共債：債券の額面金額

(※2) 各ゼロ手数料登録店ごとに計算します。

第6条（会員特典（2）：お誕生日定期）

1. お誕生日の月の1日から末日までの間に、3か月ものスーパー定期（自動継続）を当行本支店窓口で新規で作成された場合、金利を上乗せします。
2. お誕生日定期には、金額の制限があります。また、金利の上乗せ幅は、お取引状況により異なります。詳しくは店頭でご確認ください。
3. お誕生日定期は、他の金利上乗せプランや金利上乗せキャンペーン等とは併用できません。

第7条（会員特典（3）：家族・友人ご紹介定期）

1. 当行とお取引のないご家族・ご友人をご紹介ください。ご紹介いただいた方のうち、窓口で普通預金口座（含む総合口座）を開設された方には、3か月ものスーパー定期（自動継続）を窓口で新規作成する際に使える「家族・友人ご紹介定期 金利上乗せクーポン」（以下「クーポン」といいます）を差しあげます。また、ご紹介者さまの銀行お届けのご住所にもクーポンをお送りします。
2. クーポンを利用できる定期預金には、金額の制限があります。また、金利の上乗せ幅は、クーポンの発行時期によって異なることがあります。詳しくは店頭でご確認ください。
3. クーポンには、期限があります。また、クーポンによる金利上乗せは、他の金利上乗せプランや金利上乗せキャンペーン等とは併用できません。

第8条（会員特典（4）：その他、会員向けサービス）

会員向けに提供するセミナーやイベント、その他のサービスについては、店頭もしくは当行ホームページ等においてお知らせします。

第9条（会員特典の譲渡の禁止）

会員特典は、他人に譲渡することはできません。

第10条（会員特典の停止・中止）

1. 当行の都合により、会員特典の全部または一部を停止または中止することがあります。この場合には、事前に店頭もしくは当行ホームページ等によりお知らせします。
2. 天変地異や争乱、金融情勢の変化、重大なシステム障害その他当行が相応の事由があると判

断した場合、事前の予告なしに会員特典の全部または一部を停止または中止することがあります。

第11条（有効期間）

会員資格の有効期間は入会日から最初に到来する3月末日までとします。ただし、有効期間到来の1か月前までに会員または当行からの申し出がない限り、期間満了日の翌日から1年間延長されるものとし、以降も同様とします。

第12条（退会等）

1. 会員が退会を希望する場合は、当行所定の書面を提出してください。
2. 以下の場合には、会員資格は終了します。
 - (1) 会員に相続が発生した場合
 - (2) ゼロ手数料登録店のすべての口座が解約となった場合
3. 次のいずれかに該当する場合は、当行は、当該会員の会員資格を停止することがあります。この場合、会員特典は付与されません。
 - (1) 会員ご本人と連絡が取れない場合（会員が連絡を拒んでいる場合を含みます）
 - (2) 会員が、本規定のほか当行との約束、契約に違反したとき
 - (3) 「会員特典（1）手数料の割引」の適用がなく、かつ、他の会員特典の利用もない状態が、1年以上続いたとき

第13条（通知等）

登録口座について届出の住所、氏名にあてて当行が発送した通知等は、通常到達すべきときに到達したものとみなします。

第14条（会員特典・規定の変更）

1. 会員特典の内容について変更する場合には、当行ホームページ等でお知らせします。
2. 当行は、本規定の内容を変更する場合には、変更日および変更内容等を変更日の1か月前までに当行のホームページに掲載します。当行が Club Anchor を廃止する場合も、同様とします。

第15条（免責）

1. サービスの変更・中止、Club Anchor への加入・退会等により何らかの紛議・損失が発生した場合においては、当行の責めによる場合を除いて当行は責任を負いません。
2. その他、天災・戦乱等当行の責めに帰すことのできない事由による紛議・損失については、当行は責任を負いません。

以上